

京 都 大 学 化 学 研 究 所 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
京都大学化学研究所規程 (平成 1 6 年達示第 3 2 号) (前 略) (事務組織) 第 9 条 化学研究所の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成 1 6 年達示第 6 0 号）の定めるところによる。 (後 略)	(事務組織) 第 9 条 化学研究所の事務組織<u>及び技術室</u>については、京都大学事務組織規程（平成 1 6 年達示第 6 0 号）の定めるところによる。 附 則（令和 8 年達示 9 5 号） この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
京都大学エネルギー理工学研究所規程 (平成 1 6 年達示第 3 5 号) (前 略) (事務組織) 第 8 条 エネルギー理工学研究所の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成 1 6 年達示第 6 0 号）の定めるところによる。 (後 略)	(事務組織) 第 8 条 エネルギー理工学研究所の事務組織<u>及び技術室</u>については、京都大学事務組織規程（平成 1 6 年達示第 6 0 号）の定めるところによる。 附 則（令和 8 年達示 9 5 号） この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
京都大学生存圏研究所規程 (平成 1 6 年達示第 3 6 号) (前 略) (事務組織) 第 1 1 条 生存圏研究所の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成 1 6 年達示第 6 0 号）の定めるところによる。 (後 略)	(事務組織) 第 1 1 条 生存圏研究所の事務組織<u>及び技術室</u>については、京都大学事務組織規程（平成 1 6 年達示第 6 0 号）の定めるところによる。 附 則（令和 8 年達示 9 5 号） この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。